

令和 7 年 9 月 総会議事録

日 時 令和 7 年 9 月 29 日 (月)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東館 85 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和 7 年 9 月 29 日 (月)
午前 9 時 30 分開会 午前 10 時 20 分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町 1 番地
豊橋市役所 東館 85 会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 52 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 54 号 農用地利用集積等促進計画について (利用権の設定)
- 議案第 55 号 農用地利用集積等促進計画について (利用権の移転)
- 議案第 56 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている
旨の証明について
- 議案第 57 号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認
について
- 議案第 58 号 非農地証明 (遊休農地) について
- 議案第 59 号 地域計画の変更について

(2) 報告

- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
- 報告第 3 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による報告確認について
- 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 5 号 現況証明について
- 報告第 6 号 農地等の現況について執行官からの照会に対する調査結果
について
- 報告第 7 号 豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 報告第 8 号 豊橋市農地移動適正化あっせん事業の報告について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	8 番 佐野恵美子	10 番 陶山 哲
11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生	13 番 中山 信廣
14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子	16 番 彦坂 正志
17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ	19 番 前田 裕子
20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也	22 番 村松 桂子
23 番 森下 秋吉	24 番 山崎 裕通	

6 欠席委員 9 番 杉浦 圭志

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名

農業企画課 2 名

8 議事の経過

事務局

定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和 7 年 9 月総会を開会いたします。

水野会長、よろしくお願いいたします。

会 長

<挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議 長

本日、議席番号 9 番 杉浦圭志委員から欠席の届出がありましたので、よろしくお願いいたします。

出席委員は、委員総数 24 名中 23 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長 異議なしと認め、
議席番号 11 番 高橋忠道委員、同 12 番 高部宏生委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、10 日の書類説明会及び終了後の農業委員による現地調査、22 日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

番号6番の案件について、申請地及び申請者に変更が生じております。書類説明会の時点の申請地は、城下町地内始め4筆、計5,518㎡でしたが、書類説明会後に城下町地内1筆、2,792㎡が取り下げられましたので、城下町地内始め3筆、計2,726㎡が申請地となっております。

また、当該申請地は、破産手続がされているものであったため、譲渡人について、破産者及び破産管財人弁護士に変更されております。

番号8番の案件について、経営農地の一部にて雑草が繁茂している状況でしたが、現地調査により農地復元されたことを確認しております。

その他については、変更、取下げ等はございません。

また、本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号6番、15番、16番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局 はい、議長。転用関係につきましては、10 日の説明会以降、取り下げ変更等はございません。それではよろしくお願いいたします。

議 長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議 長 それでは、5 分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議 長 資料 1 議案第 51 号

「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 16 番までの 16 件を一括上程いたします。

事務局 内容については、事務局に説明を求めます。

はい、議長。説明させていただきます。

議案第51号、1ページから3ページまでをご覧ください。

番号1番から16番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

太田委員 番号15番及び16番の営農型太陽光発電設備の下部営農案件についてお聞きします。資料1-1の農地審査会聞き取り内容によると、今回3回目の申請で次回4回目の申請を行う条件として収穫実績が必要とある一方、これまで全く収穫ができておらず申請者もその自覚があるようですが、将来4回目の申請時に収穫実績がない場合はどう取り扱うのか。

事務局 これまで6年間榊を栽培する計画で、榊自体が通常3～5年かかってようやく収穫可能となる品目ですが、現在まだ収穫出来ていない状況を踏まえ、今回の申請では地域の平均単収の8割以上収穫出来るよう対策を講じた計画となっており、以降3年間でそれを達成する約束をさせたところです。

議長 他に何かありませんか。

陶山代理者 地域の平均単収の8割の数字については把握しているのか。

事務局 申請いただいた許可書中の営農計画書に単位面積あたりの収穫本数で把握しています。

議長 他に何かありませんか。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 52 号

「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 52 号、4 ページをお願いします。

番号 1 番から 3 番の 3 件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号 1 番・3 番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣接地が申請地所有者と同一である案件は番号 2 番・3 番です。

番号 1 番は隣地の承諾がとれなかった旨の経緯書の添付があります。隣地農地所有者へ連絡を取ろうとしたが、応答がなく、承諾がとれなかったとのことでした。隣接農地は不耕作状態であり、申請地は始末書案件ですでに造成済みとなっておりますが、雨水が流れ込まないようにしており、営農条件への支障はないことが見込まれています。

一時転用については、該当ありません。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長

続きまして 同じく資料 1 議案第 53 号

「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 13 番までの 13 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第53号、5ページから6ページをお願いします。

番号1番から13番までの13件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号 2 番及び 13 番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。

周辺農地に係る営農条件への支障については、承諾を得た旨の記載がある案件は番号3番・10番・11番・13番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番・2番・4番から9番・12番です。

一時転用については、番号 10 番・11 番は営農型太陽光の案件で 3 年間の計画であり、地域計画の協議の場において合意取得済みです。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号 3 番・10 番・11 番の 3 件については農地法第 5 条第 3 項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに
決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-2 議案第 54 号
「農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）」を議題と
いたします。
利用権設定の番号 1 番から 30 番までの 30 件を一括上程いたしま
す。
なお、番号 8 番は野口委員の同居親族が申請者のため「農業委員
会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたしま
す。
野口委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。
議案第 54 号 農用地利用集積等促進計画について（利用権の設
定）について、説明させていただきます。
農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定にかかる申し出
があったもののうち、11 月 1 日付契約開始分について、農用地利用
集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推
進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見を願います。
別添資料 1-2 をご覧ください。1 ページから 5 ページの農地中間
管理事業におきましては、愛知県農業振興基金から担い手へ利用権
を設定する案件が 30 件 55 筆 75,810.61 m²でございます。
ご意見のほどよろしく願います。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりで
す。
先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 8 番の 1 件、そ
れ以外の案件と 2 つに分けて審議していきたいと思えます。
まず、番号 8 番の 1 件を審議いたします。野口委員は退席してく
ださい。

〈野口委員 退席〉

それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

野口委員は復席してください。

〈野口委員 復席〉

議 長 続きまして、番号 8 番を除く 29 件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 55 号

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。

利用権移転の番号 1 番から 6 番までの 6 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議案第 55 号農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。

別添資料 1-2、6 ページから 13 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和 7 年 11 月 1 日付で利用権が移転する案件が 6 件 340 筆、407,741.31 m²でございます。

ご意見のほどよろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 資料 1 に戻り 議案第 56 号

「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 2 番までの 2 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 56 号 7 ページをご覧ください。

議案第 56 号は継続して相続税納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この 2 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員
議長 「進 行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全 員
議長 「異議なし」
異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料 1 議案第 57 号
「相続税 納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。
番号 1 番から 4 番までの 4 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 57 号 8 ページをご覧ください。
議案第 57 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。
この 4 件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。
以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員
議長 「進 行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全 員
議長 「異議なし」
異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料 1 議案第 58 号
「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。
番号 1 番の 1 件を上程いたします。

事務局 内容については、事務局に説明を求めます。
はい、議長。説明させていただきます。
議案第 58 号 9 ページをご覧ください。
番号 1 番の 1 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明
(遊休農地) 事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地で
す。
願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かにつ
いて、要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき審査したところ、農地
に該当しないものと考えられますので、同要領第 5 条に基づき判定
をお願いします。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。
委員長 「進 行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を
打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農
地」と証明することに決して異議ございませんか。
全 員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。
議長 続きまして 別添資料 1-3 議案第 59 号
「地域計画の変更について」を議題として上程いたします。
それでは内容について、市農業企画課に説明を求めます。
農業企画課 はい、議長。
議案第 59 号 地域計画の変更について説明させていただきます。
別紙 1-3 をご覧ください。
9 月 10 日の書類説明会でご説明したとおり、8 月公告分の地域計
画について変更の必要が生じたので、変更について前もってご
意見をお伺いするものです。
なお、地域計画の変更については、7 地域において、合計 329 筆、
345,108.71 m²です。

地域計画からの除外に関する案件は、
農振農用地区域からの除外に先立つ案件が 3 筆、1,284 m²

農地転用の申請に先立つ案件が 10 筆、3,767 m²
現況証明の発行に関する案件が 2 筆、101 m²

耕作者の変更に関する案件は、
本人申告に伴う耕作者の追加案件が 1 筆、3,512 m²
農地法 3 条の許可に伴う案件が 53 筆、35,927 m²
農用地利用集積等促進計画の作成に伴う案件が 246 筆、
277,488.71 m²
解約による耕作者不在への変更が 14 筆、23,029 m² です。

なお、農用地利用集積等促進計画をはじめ、農業利用を目的とした権利設定、転用等を行う場合には、地域計画の変更前にこれらの許可をすることができるとされていることから、当該案件については既に許可等がなされていることを申し添えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議 長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告の前に、先ほど議案第 51 号の質疑中に陶山代理人よりお話のありました地域の平均単収について回答させていただきます。今回申請書では榊について 10a あたり 7,500 本を地域の平均単収と見込んでおり、そこから 8 割以上収穫できる見込みの計画を立てております。次回 4 回目の申請時に申請者の諸事情や意見等

を考慮しても 8 割を満たせないことが明らかな場合、許可出来ない旨の誓約をさせていただいているところです。

それでは報告させていただきます。資料 1 10 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 7 番までの 7 件、及び 11 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 12 ページ 14 番までの 14 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 13 ページをお願いします。

報告第 3 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。

すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に 14 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 16 ページ 14 番までの 14 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 17 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 2 番までの 2 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、16 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番は宅地、2 番は畑でした。

次に 18 ページをお願いします。

報告第 6 号については、名古屋地方裁判所 豊橋支部執行官からの照会です。

番号 1 番は、2 筆とも市街化調整区域の土地であり、いずれも白地の土地となっております。登記簿地目は、いずれも畑です。現況は、いずれも農地であり、農地性ありと判断しました。この件については、9 月 3 日付け事務局長名で回答しました。

次に 19 ページをお願いします。

報告第 7 号 豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名についてをご覧ください。

あっせん申出者の住所氏名、あっせん対象農地の所在地、地目、面積、所有者は資料のとおりです。あっせん委員につきましては、あっせん対象農地の所在地の地域の担当の農業委員さんに事前にお伝えをしており、番号1番は、神野新田町の担当委員である杉浦委員、番号2番は、若松町の担当委員である高部委員にお願いします。

次に20ページから21ページをお願いします。

報告第8号 豊橋市農地移動適正化あっせん事業の報告についてをご覧ください。

番号1番と2番については、令和7年7月にあっせん委員の指名をした南大清水町及び寺沢町の農地、番号3番、4番、5番については、令和7年8月にあっせん委員の指名をした老津町の農地です。資料のとおり、所有権を移転することが決まりましたので、報告をいたします。

報告は以上です

議 長

報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長

次に 連絡事項を事務局よりお願いします。

事務局

(連絡事項)

議 長

その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前10時20分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和 7 年 9 月 29 日

議 長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号 1 1 番 高橋 忠道 委員)

議事録署名者
(議席番号 1 2 番 高部 宏生 委員)